

岐阜県森林づくり基本条例

平成 18 年岐阜県条例第 25 号

目次

前文

第 1 章 総則 (第 1 条—第 11 条)

第 2 章 基本計画 (第 12 条)

第 3 章 基本的施策

第 1 節 健全で豊かな森林づくり (第 13 条—第 15 条)

第 2 節 林業及び木材産業の振興 (第 16 条—第 18 条)

第 3 節 人づくり・仕組みづくり (第 19 条—第 24 条)

第 4 章 推進体制

第 1 節 岐阜県木の国・山の国県民会議 (第 25 条・第 26 条)

第 2 節 岐阜県木の国・山の国推進本部 (第 27 条・第 28 条)

附則

岐阜は木の国・山の国と岐阜県民の歌にもうたわれるように、岐阜県は、森林が県土の約 8 割を占めるわが国有数の森林県である。私たちは、豊かな森林からもたらされる数々の恵みを受けながら、幾世代にわたって、森の文化・木の文化をはぐくみ、社会経済の発展を遂げてきた。

しかしながら、市場経済の世界的な進展により木材の輸入が増大し、生産性や効率性が重視される中で、森林づくりを支えてきた林業や木材産業の不振が続き、手入れが行き届かず荒廃する森林が増えつつある。このままでは、災害の防止や水源のかん養といった森林の持つさまざまな機能が損なわれ、美しい景観の喪失や農山村社会の活力の低下といった問題が生じるなど、私たちの生活への影響が懸念される。

一方、21 世紀は環境の世紀といわれ、温暖化防止など地球規模の環境対策や持続可能な循環型社会の形成が求められている中で、二酸化炭素の吸収源であり、また、絶えることなく資源を生み出す森林の重要性が世界的に再評価されつつある。さらに、物の豊かさより心の豊かさ、人と自然との共生が求められる今日、私たちに潤い、安らぎ、ゆとりを与えてくれると同時に、自然の生態系を支え多様な生物をはぐくむ豊かな森林は、すべての生命にとってなくてはならない存在となっている。

今こそ、私たちは、森林がかけがえのない財産であり大切な資源であることを再認識し、森林を健全で豊かな姿で次世代へと引き継いでいかなければならない。

ここに、私たちは、揺るぎない長期的な展望に立ち、県、市町村、県民等が一体となって適切な役割分担の下に森林づくりを持続的に推進していくことを決意して、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、県の森林づくりの基本理念を定め、県の責務並びに市町村、森林所有者、森林組合、事業者、森林づくり活動団体及び県民の役割を明らかにするとともに、県の森林づくりに関する基本的施策を定め、森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かな環境と暮らしを守り活力ある地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 森林づくり 森林の多面的機能を持続的に発揮させるため、森林を守り、育てることをいう。
- (2) 森林の多面的機能 県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、地球温暖化の防止、保健休養、林産物の供給その他森林の有する多面にわたる機能をいう。

- (3) 森林所有者 県内に所在する森林を所有する者をいう。
- (4) 森林づくり活動団体 県内で森林づくりに係る活動を行う特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の営利を目的としない団体をいう。
- (5) 森林環境教育 森林と人及び環境との関係その他森林の多面的機能に対する理解と関心を深めるための教育及び学習をいう。
- (6) 県産材 県内に所在する森林から生産された木材をいう。

（基本理念）

第3条 森林づくりは、森林が災害から県民の生命と生活を守っていること、多様な生物の生息の場であること、豊かな水を生み出す源となっていること、木材をはじめとする林産物の生産の場であること、県民の心に潤いと安らぎを与えていること、地球環境の保全に貢献していることなどにかんがみ、揺るぎない長期的な展望に立ち、県、市町村、県民等の協働により、次に掲げる方針に基づいて将来にわたり持続的に行われなければならない。

- (1) 県民の生命及び財産並びに良好な環境が守られるよう、健全で豊かな森林とすること。
- (2) 森林資源の循環利用を通じて活力ある地域社会が実現されるよう、林業及び木材産業を振興すること。
- (3) 森林づくりが社会全体で支えられるよう、人づくり及び仕組みづくりを推進すること。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 県は、施策の推進に当たっては、県民との協働に努めるとともに、国、市町村及び関係機関との緊密な連携を図らなければならない。
- 3 県は、県内に所在する森林が有する森林の多面的機能が、その森林の下流域の人々にとって欠くことのできないものであることにかんがみ、森林づくりに関する施策についてその人々の協力が得られるよう努めるものとする。

（市町村の役割）

第5条 市町村は、当該市町村の住民に対し森林づくりの重要性について普及啓発に努めるとともに、森林所有者（当該市町村を除く。）に対し森林づくりについて必要な助言又は支援に努めるものとする。

- 2 市町村は、地域が主体となって森林の適正な管理及び活用が図られるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

（森林所有者の役割）

第6条 森林所有者は、森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう、その所有する森林の適正な管理に努めるとともに、森林づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

（森林組合の役割）

第7条 森林組合は、森林組合が森林所有者の協同組織であり、地域における林業の中核的な担い手であることにかんがみ、森林所有者に対し、その地域の特性に応じた一体的かつ計画的な森林づくりを指導し、又は自らこれを実践するとともに、森林づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。



(事業者の役割)

- 第8条 事業者は、県産材を積極的に利用し、森林づくりに係る活動に積極的に参加するとともに、森林づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 2 林業の事業者は、その事業活動を行うに当たっては、森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう努めるものとする。
- 3 木材産業の事業者は、その事業活動を行うに当たっては、県産材の利用の拡大に努めるとともに、県産材を活用する製品の開発に努めるものとする。

(森林づくり活動団体の役割)

- 第9条 森林づくり活動団体は、森林の大切さを普及する活動その他の森林づくりに係る活動を積極的に企画し、及び実践するとともに、森林づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の役割)

- 第10条 県民は、森林の大切さについて理解を深め、森林づくりに係る活動に積極的に参加するとともに、森林づくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。
- 2 県民は、木の良さについて理解を深め、県産材の積極的な利用に努めるものとする。

(財政上の措置)

- 第11条 県は、森林づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第2章 基本計画

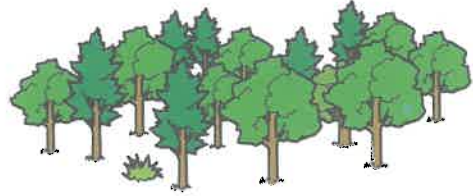
(基本計画)

- 第12条 知事は、基本理念に基づき、森林づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、森林づくりについての基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 基本計画は、森林づくりに関する中長期的な目標、総合的かつ計画的に講ずべき施策その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 知事は、基本計画を定めようとするときは、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、岐阜県木の国・山の国県民会議の意見を聴かなければならない。
- 5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 知事は、森林及び林業をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに森林及び林業に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね五年ごとに、基本計画を見直すものとする。
- 7 第3項から第5項までの規定は、基本計画の変更について準用する。
- 8 知事は、毎年1回、基本計画に基づく施策の実施状況について議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。



第3章 基本的施策

第1節 健全で豊かな森林づくり



(災害に強い森林づくり)

第13条 県は、森林の多面的機能のうち、土砂災害、洪水その他災害の防止機能が高度に発揮されるよう、治山対策の推進及び造林、保育その他の森林施業に関する助言、支援その他必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、前項の措置を講ずるに当たっては、その土地に適した樹木を育成し、森林が多様な樹種又は林齢から構成されるよう森林所有者等に対して必要な助言又は支援を行うとともに、間伐対策を計画的に推進するものとする。

(森林の適正な保全)

第14条 県は、県民の生活環境の保全及び生物多様性の確保を図るため、保安林制度、林地開発許可制度その他森林及び自然環境の保全に関する制度を適切に運用し、森林の適正な保全に努めるものとする。

(森林空間の利用の促進)

第15条 県は、里山その他の森林空間（森林と周辺の自然環境等が一体となって作り出される空間をいう。）が県民の森林環境教育、保健休養又は都市と農山村との交流の用に供されるよう、森林の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、市町村、森林づくり活動団体等が前項の措置を行う場合にあっては、これに必要な助言又は支援を行うものとする。

第2節 林業及び木材産業の振興

(効率的な森林施業の実施)

第16条 県は、森林施業が効率的に実施されるよう、森林施業の団地化、林業機械の導入及び計画的な林道の整備に関し、林業の事業者等に対して必要な助言又は支援を行うものとする。

(県産材の利用の拡大)

第17条 県は、県産材の利用の拡大を図るため、県産材に関する情報の提供、施設の整備その他の公共事業における県産材の活用、県産材を使用する住宅の建設の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、前項の措置を講ずるに当たっては、生産、加工及び流通の合理化を通じた県産材の安定的な供給体制の整備に関し、木材産業の事業者等に対して必要な助言又は支援を行うものとする。

(森林資源の有効利用の促進)

第18条 県は、林業及び木材産業の振興に資するため、森林資源の新たな用途の開発その他森林資源の有効利用の促進に関し、林業及び木材産業の事業者等に対して必要な助言又は支援を行うものとする。



第3節 人づくり・仕組みづくり

(森林環境教育の推進)

- 第19条 県は、県民が森林づくりについての理解と関心を深めることができるよう、あらゆる機会を通じて森林環境教育の推進に必要な措置を講ずるものとする。
- 2 県は、次代を担う青少年の森林を大切に作る心が培われるよう、森の文化・木の文化及び森林づくりに関する体験学習等の森林環境教育の充実、森林環境教育を支える人材の育成その他必要な措置を講ずるものとする。
- 3 県は、前2項の措置を講ずるに当たっては、教育機関との連携を図るものとする。

(技術者及び担い手の育成等)

- 第20条 県は、林業又は木材産業の現場の状況に対応できる技術者の育成及び確保を図るため、実践的な教育を実施するとともに、必要な情報の提供、助言又は支援を行うものとする。
- 2 県は、林業又は木材産業の経営を担うべき人材を育成するため、教育の充実を図るとともに、必要な情報の提供、助言又は支援を行うものとする。

(県民との協働による森林づくり)

- 第21条 県は、県民との協働により森林づくりを進めるため、森林づくりに関する県民運動が積極的に展開されるよう、情報の提供、県民との意見の交換その他必要な措置を講ずるものとする。
- 2 県は、県民、森林づくり活動団体、事業者等が自発的に行う森林づくりに係る活動が促進されるよう、必要な助言又は支援を行うものとする。

(ぎふの山に親しむ月間)

- 第22条 県民の間に広く森林づくりについての理解を深めるとともに、県民が森林づくりに係る活動に積極的に参加する意欲を高めるため、ぎふの山に親しむ月間を設ける。
- 2 ぎふの山に親しむ月間は、8月とする。
- 3 県は、市町村、事業者、森林づくり活動団体等と連携して、森林づくりに対する県民の理解を深めるための啓発活動その他ぎふの山に親しむ月間の趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(地域が主体となった森林づくりの支援)

- 第23条 県は、地域の森林づくりが適切かつ効果的に実施されるよう、その地域における森林づくりの方針等について提案その他の活動を行うことを目的として市町村が設置する組織の活動に関し、必要な助言又は支援を行うものとする。
- 2 前項の組織は、地域における意見が十分に反映されるよう、森林所有者、森林組合、地域住民等によって構成されるものとする。

(技術の向上及び普及)

- 第24条 県は、森林、林業及び木材産業に関する技術の向上を図るため、地域の特性に応じた調査及び研究、その成果の普及その他必要な措置を講ずるものとする。
- 2 県は、前項の措置を講ずるに当たっては、大学その他の研究機関及び事業者との連携に努めるものとする。



第4章 推進体制

第1節 岐阜県木の国・山の国県民会議

(設置及び所掌事務)

- 第25条 森林づくりに関する施策について広く県民の意見を反映し、県民と一体となって森林づくりを進めるため、岐阜県木の国・山の国県民会議（以下「県民会議」という。）を置く。
- 2 県民会議は、第12条第4項に規定するほか、森林づくりに関して知事に対し提言を行うことができる。

(組織等)

- 第26条 県民会議は、委員20人以内で組織する。
- 2 委員は、学識経験を有する者その他適当と認められる者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 会長は、委員のうちから互選する。
- 6 会長は、会務を総理し、県民会議を代表する。
- 7 県民会議に、前条第2項の所掌事務のうち専門的な事項を調査及び検討するため部会を置くことができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、県民会議に関し必要な事項は、会長が県民会議に諮って定める。

第2節 岐阜県木の国・山の国推進本部

(設置及び所掌事務)

- 第27条 森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、岐阜県木の国・山の国推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。
- 2 推進本部は、次に掲げる事務をつかさどる。
- (1) 基本計画の策定に関すること。
- (2) 森林づくりに関する施策の実施を推進すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事が別に定めること。

(組織等)

- 第28条 推進本部は、岐阜県木の国・山の国推進本部長、岐阜県木の国・山の国推進副本部長及び岐阜県木の国・山の国推進本部員をもって組織する。
- 2 岐阜県木の国・山の国推進本部長（以下「本部長」という。）は、知事をもって充てる。
- 3 本部長は、推進本部の事務を総括する。
- 4 岐阜県木の国・山の国推進副本部長及び岐阜県木の国・山の国推進本部員は、知事が任命する。
- 5 前各項に定めるもののほか、推進本部に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成18年5月21日から施行する。

